

令和2年度 介護保険料について

65歳以上の方の保険料は、玉野市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\boxed{\text{玉野市で必要な介護サービスの総費用}} \times \boxed{\text{65歳以上の方の負担分 23\%}} \div \boxed{\text{玉野市に住む65歳以上の方の人数}} = \boxed{\text{基準額 月額6,000円}}$$

この基準額をもとに、所得に応じた負担になるように、11段階の保険料に分かれます。

段階	基準額に対する割合	対象者		月額保険料額	
				年間保険料額	
1	0.30	本人が市民税非課税	世帯員に市民税課税者がいない	生活保護受給者	1,800
				老齢福祉年金受給者	21,600
2	0.45		本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	2,700	
			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	32,400	
				4,200	
3	0.70		本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	50,400	
4	0.90		世帯員に市民税課税者がいる	本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	5,400
					64,800
5	1.00 (基準額)			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超	6,000
					72,000
6	1.20			本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満
		86,400			
7	1.30	本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満			7,800
					93,600
8	1.50	本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満			9,000
					108,000
9	1.70	本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満			10,200
			122,400		
10	1.90	本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	11,400		
			136,800		
11	2.00	本人の合計所得金額が600万円以上	12,000		
			144,000		

- 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定）
収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。市民税の非課税基準に用いられます。
- ※ 株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額となります。
- ※ 租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した後の金額を保険料の算定に用います。
- その他の合計所得金額
合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額（公的年金等に係る雑所得）を除いた金額です。